

令和6年11月20日

## 指定旧供給地点の変更の許可について

近畿経済産業局長から、株式会社タナベエナジー（法人番号：2160001010047）による指定旧供給地点の変更の許可の申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略  
2 0 2 4 1 1 1 8 近畿第 1 7 号  
令 和 6 年 1 1 月 1 9 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点変更の許可について（回答）

令和6年11月18日付け20241114近畿第25号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の変更の許可について、許可することに異存はありません。